

**福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業
実施方針に関する意見・質問に対する回答**

No.	質問事項	頁	実施方針中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
			章	節	項				
1	用語の定義について	-	-	-	-			(14)から(17)の定義及び添付資料2について、「協力会社」は、貴市と基本協定及び基本契約を締結する会社と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	共同企業体の結成形態について	2	1	1	7	1		共同企業体を設立して本施設の設計・施工を行う場合、その結成形態（甲型・乙型）については任意と理解してよろしいでしょうか。	甲型とします。
3	敷地造成工事	5	1	2	1	(2)		敷地造成に用いる土は、場内の廃棄物層以外の良質土を用い、不足する場合は購入土を用いるとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、要求水準書（案）p5-25の3.1.1.項4)(1)のとおり、公共工事の建設発生土を使用する可能性もあることに留意してください。
4	余剰電力の販売におけるインセンティブについて	7	1	3	3			売電量が民間事業者の提案値を超えた場合には、収入の一部を民間事業者インセンティブとして還元するとの記載がございますが、その還元条件については入札公告で具体的にお示し頂けると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	残渣運搬費用及び残渣資源化費用の支払いについて	7	1	3	7			市は、運営費、残渣運搬費用及び残渣資源化費用を運営期間にわたって毎月それぞれの運営事業者、残渣運搬事業者及び残渣資源化事業者を支払うとの記載がございますが、第1章1節7.2項(5)及び(6)にある残渣運搬業務委託契約及び残渣資源化業務委託契約の3者契約における支払い方法は、貴市より直接運搬事業者及び資源化事業者へお支払い頂くものと理解してよろしいでしょうか。	市から運営事業者を支払う運営費には残渣運搬費用及び残渣資源化費用を含むこととし、これらの費用は運営事業者から残渣運搬業者及び残渣資源化業者に支払うこととします。

No.	質問事項	頁	実施方針中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
			章	節	項				
6	施設整備費の支払条件・建設工事請負契約の契約内容について	7	1	3	7			<p>実施方針には、「本施設整備費の支払い」について「市は、福山市会計規則に基づき、施設整備費を原則、出来高に応じて年度ごとに建設工事請負事業者へ支払う」と記載されていますが、御市ご発注の建設工事と同様に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出されると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>（前払金を支出することによって、公共発注者としては本事業の適正な施工・運営の確保に加え、応募者の増加も期待でき、より多くの提案を比較検討することでVFMの向上に繋がるものと思われまます。）</p> <p>また、建設工事請負契約には、御市ホームページ掲載の福山市建設工事請負契約約款を使用されると理解してよろしいでしょうか。</p>	前者については、お見込みのとおりです。後者については、入札公告以降に配付する建設工事請負契約書（案）を使用します。
7	本店を市内に有する構成企業又は協力企業について	10	2	2	1	(6)	②	構成企業又は協力企業のうち、1者以上は建築一式工事の特定建設業の許可を受けた本店を福山市内に有する者であることとの記載がございますが、構成企業又は協力企業となるJVの一員として、当該企業が参画することでも要件を満たせるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	参加資格要件に係る実績に証明について	11, 12	2	2	2, 3, 4, 5			各実績を有することが参加資格要件として記載されてございますが、納入実績や運転管理実績の証明につきましては、各要件が記載されている契約書（鑑）や要求水準書、パンフレット等を添付して証明すれば足りると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	福山市建設工事入札参加資格者名簿への登録について	11, 12	2	2	2, 4	(1)		焼却施設および粗大ごみ処理施設の設計・施工を行う企業の参加要件に福山市建設工事入札参加資格者名簿への登録が求められていますが、登録業種は問われないという理解でよろしいでしょうか。	登録業種は清掃施設工事とします。
10	焼却施設参加資格要件	12	2	2	2	(3)		焼却施設の建設工事に要する監理技術者の専任配置期間は、現地工事着工日から竣工日までと考えてよろしいでしょうか	準備工事着工日から竣工日までとします。
11	焼却施設参加資格要件	12	2	2	2	(3)	②	監理技術者の要件にある「直接かつ連続して3か月以上の雇用関係を有する者」の雇用関係は、専任配置を開始する時点で満たすべきものと考えてよろしいでしょうか	入札公告時点で満たすべきものとします。

No.	質問事項	頁	実施方針中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
			章	節	項				
12	焼却施設の運転及び維持管理を行う企業に関する参加資格要件	12	2	2	3	(1)		運転管理実績で求められる実績とは、本事業の要求水準書(案)で示される運転管理業務に類する業務と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	焼却施設の運転及び維持管理を行う企業に関する参加資格要件	12	2	2	3	(1)		求められる運転管理業務実績は元請での業務実績と理解してよろしいでしょうか。 またその場合、DBO事業における実績は特別目的会社から請けた実績も認められるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	焼却施設の運転及び維持管理を行う企業に関する参加資格要件	12	2	2	3	(1)		運転・維持管理を別々の企業が行う場合、運転を行う企業の参加要件は「全連続式焼却炉の～運転実績を要すること」、維持管理を行う企業の参加要件は「全連続式焼却炉の～管理実績を要すること」と切り分けて認識するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	焼却施設の運転及び維持管理を行う企業に関する参加資格要件について	12	2	2	3	(1)		焼却施設の運転管理実績について、運転及び維持管理を実施する企業が出資するSPCにて当該業務を実施している場合、SPC名の契約書(鑑)及び当該SPCの出資者構成が把握可能な資料を添付して証明すれば足りると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	粗大ごみ処理施設の設計・施工を行う企業を行う企業に関する参加資格要件	12	2	2	4	(3)(4)		焼却施設の設計・施工を行う企業と粗大ごみ処理施設の設計・施工を行う企業を兼ねる場合、監理技術者は兼ねられるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	粗大ごみ処理施設参加資格要件	12	2	2	4	(3)		本施設の粗大ごみ処理施設の建設工事に要する監理技術者の専任配置期間は、粗大ごみ処理施設のプラント工事着工日から竣工日までと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	粗大ごみ処理施設の運転及び維持管理を行う企業に関する参加資格条件について	12	2	2	5			「破砕設備を備えた粗大ごみ処理施設の運転管理実績を有すること」とありますが、SPCの下で運転管理を行った実績を有する場合は、参加資格要件を満たしているものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	残渣の運搬を行う企業に関する参加要件について	12	2	2	6			SPCが自ら残渣運搬の全部または一部を担う場合、本事業においては残渣の排出事業者はSPCになると思われますので、一般貨物自動車運送業許可は不要になり、SPCの車両を使用しSPCの職員自らの運転で運搬することが可能という理解でよろしいでしょうか。	必要な許認可手続きを行ってください。

No.	質問事項	頁	実施方針中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
			章	節	項				
20	参加資格要件に係る実績に証明について	12	2	2	7	(1)		残渣の資源化を行う企業に関する参加資格要件について、本施設から排出される焼却残渣を資源化業務開始時に合わせて業務を開始することを確約する文書を提出することで要件を満たすと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	特別目的会社の設立	15	2	5	2			特別目的会社の設立場所は本事業敷地内としてもよろしいでしょうか。	不可とします。
22	物価変動リスクについて	24	添付資料3					インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用変動リスクは全期間が対象との記載がございますが、運営期間中の残渣運搬業務・残渣資源化業務もその対象となるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	事業に係るリスク分担	24～26	添付資料3					リスク分担の判断基準となる「一定範囲」につきましては、入札公告において具体的に示されるものと理解してよろしいでしょうか。（物価変動、処理対象物の範囲）	お見込みのとおりです。
24	税制変更に関するリスク	24	添付資料3					消費税の税率改定は、「上記以外の税制度の変更リスク」と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	事業に係るリスク分担（案） 契約締結	24	添付資料3					「市の事由により契約が結べない等のリスク」とありますが、上段で「議会を含む市の事由により契約が結べない等のリスク」とありますので、下段は市を民間事業者と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	運営段階の施設破損リスク	26	添付資料3					事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスクについて、発生事由が不可抗力または民間事業者の責めに帰すものではないことを民間事業者が合理的に説明し貴市にお認めいただいた場合は、民間事業者リスクより除外されるものと考えてよろしいでしょうか。また貴市が加入予定の保険等がございましたらご教示願います。	前者については、お見込みのとおりです。後者については、公益財団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入する予定です。